

2020年7月3日

ティアンドエス株式会社

代表取締役執行役員社長 武川 義浩

問合せ先： 業務本部 045-226-1040

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼を得るために、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み（コーポレート・ガバナンス）が不可欠であり、その構築及び維持に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
武川 義浩	693,000	43.84
渡辺 照男	248,600	15.73
日下 理	187,000	11.83
遠藤 玲	122,100	7.72
日下 寛之	111,100	7.03
ティアンドエス従業員持株会	38,500	2.44
木村 実	37,400	2.37
日下 藍子	25,300	1.60
渡辺 貴美子	22,000	1.39
矢ノ下 美樹	22,000	1.39
渡辺 一樹	22,000	1.39
渡辺 奈緒	22,000	1.39

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	11月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
法眼 健作	その他											
長谷川 智彦	他の会社の出身者								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
法眼 健作	○	—	過去の経験や実績に基づき独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
長谷川 智彦	○	長谷川氏は平成 27 年 12 月まで当社取引先である株式会社フィックスターズの代表取締役会長を務めておりました。	企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、経営全般について独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は当社株式を18,700株保有しており、同氏が代表取締役会長を務めておりました株式会社フィックス

			ターズと当社の間には取引がありますが、その金額は直近事業年度における当社の売上高の1%未満であります。同氏と当社との間には、これ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、監査法人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宣及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査役は、監査法人の監査に立ち会うなどして監査法人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて、監査法人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。

また、監査役会は、内部監査担当より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果などについて適宣及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

さらに、監査役会は、定期的に監査法人、内部監査担当より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

望月 篤	税理士																		
藤江 勇佑	弁護士																		

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
望月 篤	○	—	税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面で相当程度の知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

<p>藤江 勇佑</p>	<p>○</p>		<p>弁護士としての専門知識・経験等を有しており、法務の面で相当程度の知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
--------------	----------	--	--

【独立役員関係】

<p>独立役員の数</p>	<p>4名</p>
---------------	-----------

その他独立役員に関する事項

<p>独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。</p>

【インセンティブ関係】

<p>取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況</p>	<p>ストックオプション制度の導入</p>
----------------------------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

<p>業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。</p>
--

<p>ストックオプションの付与対象者</p>	<p>社内取締役、従業員、その他</p>
------------------------	----------------------

該当項目に関する補足説明

<p>社内取締役、従業員、社外協力者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。</p>

【取締役報酬関係】

<p>開示状況</p>	<p>個別報酬の開示はしていない</p>
-------------	----------------------

該当項目に関する補足説明

<p>報酬等の総額が1億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っていません。</p>

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
—	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務本部が社外取締役及び社外監査役のサポートを行っております。取締役会開催に際しては、資料を事前に配布すると共に、個別の問い合わせについても、随時対応する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>a. 取締役会</p> <p>取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、原則として毎月開催しております。取締役会では、当社の経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、取締役及び執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行っております。また、取締役会は、原則月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法令その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。</p> <p>b. 監査役会</p> <p>監査役は3名(うち社外監査役2名)で、常勤監査役は1名です。各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務や財産の状況の調査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行及び内部統制システムに関わる監査を行っております。</p> <p>c. 会計監査人</p> <p>当社は双葉監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。2019年11月期の監査業務を執行した公認会計士は、菅野豊氏及び平塚俊充氏の2名、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名で構成されております。監査継続年数については7年以内であるため、記載を省略しております。</p> <p>d. その他の機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営会議 <p>当社では、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため執行役員制度を採用しており、業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、代表取締役及び取締役3名を含む執行役員8名を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査 <p>内部統制の有効性と効率性を監査するために、代表取締役執行役員社長が選任した内部監査担当者3名により、内部監査を行っております。</p>
--

・リスク・コンプライアンス委員会

経営にあたり生じうる各種リスクやコンプライアンス上の問題を実務的な観点から審議するために、代表取締役執行役員社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役6名（内、社外取締役2名）で構成される取締役会及び監査役3名（内、社外監査役2名）で構成される監査役会を設置する体制を選択しております。適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組みが有効に機能していると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案について十分に検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会にご出席できるよう、総会集中日を避けるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成及び当社ホームページ上に掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催することを予定しておりませんが、必要に応じて開催する予定です。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的な決算説明会の開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを開設し、決算情報や開示情報等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR企画広報部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程において、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めることと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ等を活用し、ステークホルダーに対し積極的な情報提供を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。この方針は、2018年11月15日に取締役会にて制定し、その施行日を2018年12月1日としております。</p> <p>a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) 役員ならびに従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役員および役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。</p> <p>(2) コンプライアンス規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。</p>

- (4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書保管管理規程、稟議規程等の関連規定に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営方針を策定する。
 - (2) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (4) 社外取締役は、適宜社長および他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
 - (5) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当らせる。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求められることができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査役は、代表取締役執行役員社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

h 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役執行役員社長を責任者として、業務本部が全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

i 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ 「反社会的勢力対応マニュアル」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。

ロ 反社会的勢力の排除を推進するために業務本部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。

ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ 「反社会的勢力対応マニュアル」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。

ロ 反社会的勢力の排除を推進するために業務本部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。

ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

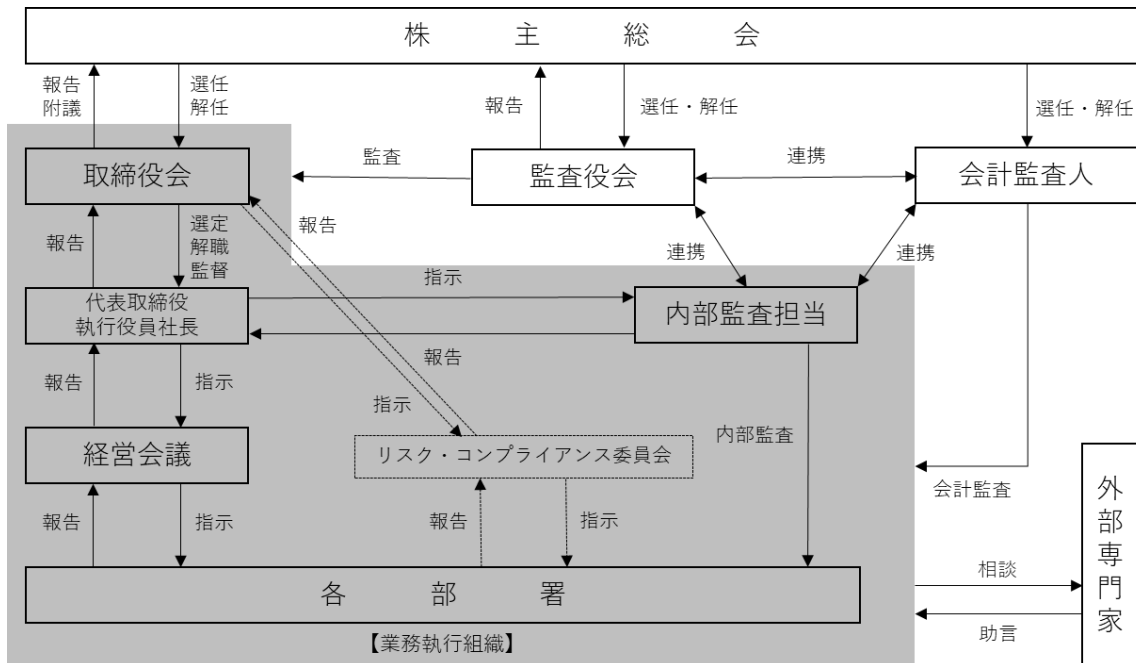
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

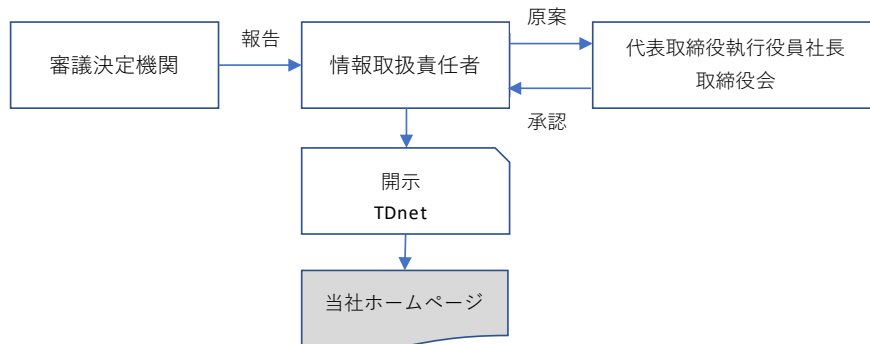
—

【模式図(参考資料)】

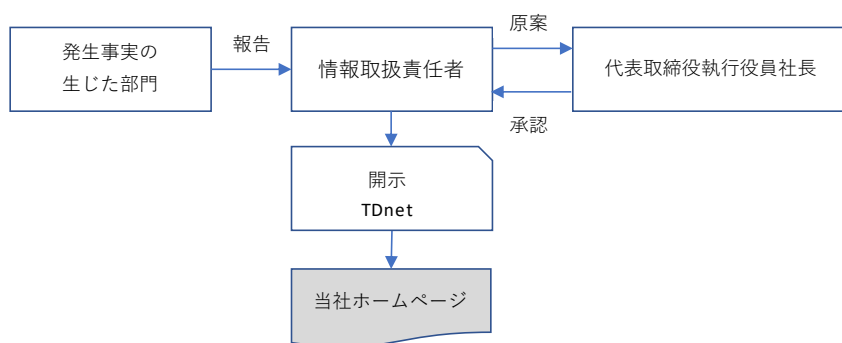


【適時開示体制の概要（模式図）】

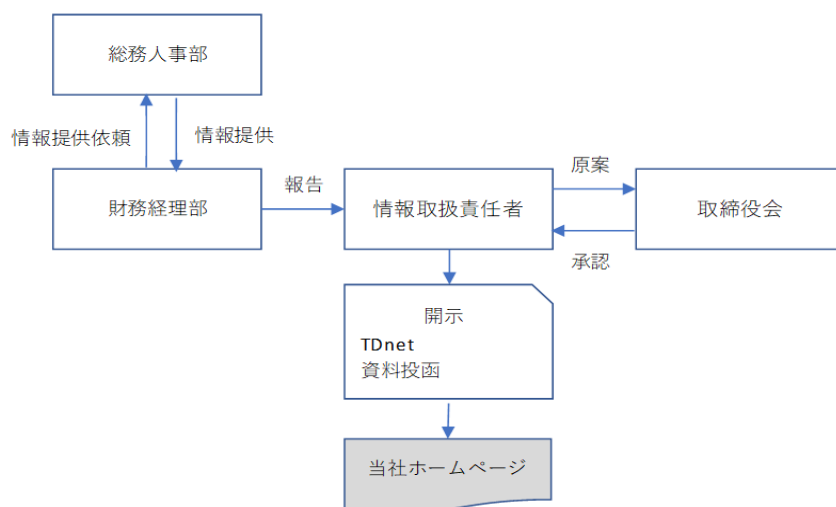
< 決定事実に関する情報の適時開示業務フロー >



< 発生事実に関する情報の適時開示業務フロー >



< 決算に関する情報の適時開示業務フロー >



以上